

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 29 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和 49 年岩手県人事委員会規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第 2 条 給与条例第 28 条の 5 第 1 項第 1 号及び給与等条例第 23 条の 4 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第 2 条 給与条例第 28 条の 5 第 1 項第 1 号及び給与等条例第 23 条の 4 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年岩手県条例第 52 号）第 20 条の 2 に規定する海外事務所勤務手当の支給を受ける職員</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。